

# 平成30年 第4回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

平成30年12月6日(木) 午前10時開議

開会の場所

錦江町田代支所議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 監査の結果報告
- 3) 陳情の受理及び付託報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 承認第 6号 専決処分した事件の承認について  
(平成30年度錦江町一般会計補正予算(第9号))  
(町長提出)

日程第6 議案第56号 平成30年度錦江町一般会計補正予算(第10号)について  
(同上)

日程第7 議案第57号 錦江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について  
(同上)

日程第8 議案第58号 錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例について  
(同上)

日程第9 議案第59号 錦江町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
(同上)

日程第10 議案第60号 錦江町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について  
(同上)

平成30年 第4回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 平成30年12月6日  
 召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	11番	右田 正	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	木場 一昭		
副町長	三反田 みどり		
教育長	畑中 清和		
総務課長	高崎 満広	住民生活課長	舞原 利博
政策企画課長	新田 敏郎	観光交流課長	中島 裕二
未来づくり課長	池之上 和隆	産業建設課長	久保 清隆
保健福祉課長	城下 香代子	農業委員会事務局長	窪 和人
住民税務課長	安田 憲次	教育課長	大寺 和久
会計課長	上園 ひとみ	財政管財係長	馬庭 司
建設課長	田中 弘朗	総務チームリーダー	坪内 裕二郎
産業振興課長	今熊 武朗		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊一		

## 平成30年 第4回 錦江町議会定例会会議録

平成30年12月6日(木) 午前10時00分  
錦江町議会議場

### (開 会・開 議)

水口議長 ただいまから、平成30年第4回錦江町議会定例会を開会致します。  
これから本日の会議を開きます。

### (日 程 報 告)

水口議長 本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

水口議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番池田君、7番川越君を指名致します。

#### 日程第2 会期の決定

水口議長 日程第2、会期決定の件を議題に致します。  
お諮りします。本定例会は、会期は、本日から12月19日までの14日間  
にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月19日までの  
14日間に決定致しました。

#### 日程第3 諸般の報告

水口議長 日程第3、諸般の報告を行ないます。閉会中における事務の概要は、お手  
元に配りました報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、平成30年8月31日実施の工事監査の結果報告書、平成30年9月10日、10月10日、11月12日実施の例月出納検査の結果報告書、平成30年10月16日、17日、22日、25日実施の

定期監査結果報告書、平成30年10月24日、26日実施の学校分定例監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってごさいます。ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告申し上げます。

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

水口議長

日程第4、行政報告を行ないます。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

皆さんおはようございます。12月定例議会開催いたしましたところ、全員の皆さんにご出席をいただきまして、ありがとうございます。

9月定例議会以降の主な行事等につきましては、配布致しました資料のとおりでございますのでご一覽いただきたいと思います。

9月議会で補正予算で承認していただきました、ブランディング事業につきましては、コンペ方式により、アグリコネクトと契約を致しまして、お茶農家を含めた町内の意欲ある事業者を対象に5回ほどのセミナーや個別相談などを計画して、国内外の市場調査などに取り組んで参ります。

すでに2回のセミナーも実施致しまして、20名を超える事業者を受講してもらっております。詳細につきましては、厚ヶ瀬議員からも一般質問が出席されておりますので、その折報告させていただきます。

また、医師会立病院の建て替え存続、将来の南隅地域の医療の在り方を検討するタウンミーティングを町内7か所で行ないました。南大隅町と両町で実施したタウンミーティングの結果あるいはそれに基づく報告、今後の取り組みについて、両町と医師会と3者で12月14日に、検討委員会を行う予定にしております。

タウンミーティングで出された意見としては「病院は存続してほしい」という意見が大半でありましたけれども、建設場所、病院の規模、建て替え時期等についてはいろんな意見が出された所であります。

木質バイオマス検討委員会につきましては、九州大学の原田教授を学識委員として協力をしていただきまして、今月11日、第3回検討委員会を開催し、方向性、報告書を作成する予定であります。

報告書ができ次第、皆さま方には報告したいという風に考えておりますが、現在のところ、50kWhの木質による発電所を販売目的であるフィットではなくて、地産地消型で余熱などを農業用施設など複合的に使う方向で検討しているところでございます。

11月4日から11日まで、県町村会主催の海外研修にドイツ、オランダ、フランスの農業関係を主に視察をして参りました。ドイツではバイオマス関連施設を視察したところでありますが、環境に敏感な国民性、木材等のバイオマスを発電だけでなく、家庭用の暖房熱、農業用など多角的に活用し、またその経営が黒字である、というようなことであります。まさにエネルギーの地産地消を実現しているところであります。

オランダではパプリカの農場と花市場を視察しましたが両方ともIT等を十分に活用され半自動の状態での農作業だけでなく、市場のせり、あるいは競り市場の荷物の移動などがテキパキと行なわれております。

フランスでは小規模の直売所を視察いたしました。小規模といっても17haの経営面積でありますけれども、基本的には日本の直売所と同じように少量多品目を栽培し、1月2回程度顧客に郵送するというのはそのようなシステムを取っております。ほぼすべての作物が有機栽培となっております。諸外国においてはやはり、オーガニックが主流であるのかなということを実感したところでございます。今後本町の農業振興を考えたときにまさにこのようなヨーロッパで取り組まれている環境、有機、スマート農業に向けた取り組みは今後、必須ではないかなと感じたところでございます。

今後は本町の農業振興計画策定などに取り組んでいかなければならないと感じたところでございます。

最後になりますが、先日25日、栄町交差点付近で交通死亡事故が発生致しました。とても残念な出来事ではございますけれども、これから慌ただしい年末年始を迎えますのでさらに交通事故、防犯等について、消防・警察とともに再発防止に向けて取組んで参りたいというふうに考えております。

以上で諸般の報告とさせていただきますと思います。

水口議長

これで、行政報告は終わりました。

#### 日程第5 承認第6号

水口議長

日程第5、承認第6号・専決処分した事件の承認について（平成30年度錦江町一般会計補正予算（第9号））を議題と致します。

本件について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第6号・専決した事件の承認について説明申し上げます。

平成30年度錦江町一般会計補正予算第9号については、補正総額3459万6千円の増額で累計は74億9259万8千円となりました。

今回の補正は歳出では台風24号の影響による災害復旧費や町有施設の修繕が主なものであります。歳入につきましては、公共土木災害復旧費負担金300万1千円、町債200万円が主なもので、不足する財源を財政調整基金から繰入をしております。ご承認くださいますよう宜しくお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。第1表・歳入歳出予算補正の歳入11款・分担金及び負担金から、20款町債までと、歳出2款・総務費から11款・災害復旧費まで及び第2表・地方債補正を、一括して質疑を行ないます。質疑ありませんか。

7番川越議員

はい7番。

水口議長

はい、7番。

7番川越議員

今回の専決は説明がありましたとおりに台風24号の災害を補てんする部分の予算の専決というふうに理解を致しております。

その中で、2点ほどお伺いを致しますが、まず、総務費に住宅地の崩地除去の事業補助金が4件分、52万掲載がしております。

この分については、事業費の3分の1で上限13万を補助するというところで、住宅にいろんな木、土砂等が流れたときに、それを除去するための重機の補助金というふうに理解をしております。そこで、これが4件ほど13万であがってきておりますが、今までのうちに何件ほどその補助金を支出されたのか、それからこの4件については新たな被害であったのかこれまで過去に被害を受け、今回もさらにまた被害を受けたという案件はなかったのかということをお聞きします。

もう1点は商工費の中に修繕費で瀬々來樹館の80万というのがありますが、これについては今回の台風で少し屋根を吹き飛ばしたというような説明を聞いたところでございましたけれども、トロピカル及び道の駅というような形の中は指定管理の公共の事業所でありますけれども、非常に塩害の受けやすい所であります。こういった施設を常備点検するというのは

大変かもしれませんが、2年にいっぺんぐらいのそういった被害がないような形で点検をする考えはないのかどうか伺いたと思います。

水口議長

はい、町長。

木場町長

詳細については、総務課長並びに観光交流課長に答弁させますが、2番目の指定管理の施設について定期的な点検は必要ではないのかということですが、指定管理をしてもらってますので、基本的に詳細な管理については指定管理者をお願いしているのが実状でございますけれども、本体部分に係る部分、屋根とか付帯とか、そういうのについては目視でして、している部分については当然やりたいと思いますけれども、正式に業者を頼みますとするとそれなりの経費もかかってきますので、全然しないというわけにはいかないでしょうけれども、基本的には目視による検査で一応対応していきたいなというふうに考えます。

建築年数、いろんなそういう台風の襲来の回数、それなどを判断したうえで、正式的に専門家をお願いしなければいけないという状況が発生してきたら、当然そういうのを実施したいと思います。

水口議長

はい、総務課長。

高崎総務課長

住宅地崩土除去事業の補助金につきましてご説明を申し上げます。

町の方に問い合わせのあった4件分、大根占地区3件、田代地区1件の4件分を補助額の上限の13万円で今回52万円計上をしております。これにつきましては、今度の、台風24号の被害によるものでございます。なお、これまでに、2件の申請がありまして、14万3千円支出をしているところでございます。あとの2件については、現時点で今のところ申請のないところでございます。以上です。

7番川越議員

過去に被害が。

高崎総務課長

すみません、過去に被害があったかというご質問ですが、ちょっと私どもそのところについて、把握をしておりませんので、後日あの、ご回答させていただきたいと思います。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

瀬々來樹館の屋根がふっとんだというのはやはりその、かねてからのです。よ、点検というのも少し足りなかったのか、台風がすごすぎたのか、これ

から先はですね、来年もやはり同じような状況があるというようなことを予測しなければいけないというふうに考えます。

町長、目視でですね点検というふうにおっしゃいましたけれども、前から私もあの工事費のですね、契約のやり方について目視でした場合必ず変更がかかってくるんだと、いろんな形でこう慎重を期していただかなければいけない点もあるのかなというような考えも含めて質問を致しました。

それと、総務課長から今のところは2件ということでございますけれども過去にですね、1件についてはありました。まったく同じ状況であります。ですから、こういったものは排水の切り方とか、持ち山の、もう山を持ってらっしゃる主のいろんな相談等もですね、個人が相談に行かない場合にはやはり、町等も仲介をされないと二度も三度も同じ災害が同じ場所で起こるということはですね、これはもう天災ではなくて、人災と。

やはりそのやっぱりその辺の協力方というのもですね、是非町にはですね、一役買っていただいて、排水路を見ていただくなり、あるいはその個人等が折衝ができない部分については仲立ちもしていただけるようなこともしていかなないとやっぱり同じようなことを繰り返していくということになるのではないかなと。

で、一度崩れたところは必ず何かをしない限りは崩れていきますので、そういった形では是非検討をしていただきたいというふうに考えます。

それと瀬々來樹館を含めるトロピカル、道の駅については主管課長、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

水口議長

はい、課長。

中島観光交流課長

はい、川越議員のご質問にお答え致します。今回の災害につきましては台風後の当然災害調査によって、職員と使用者、指定管理者等の協議の中ですね、発見した部分でございまして、今のところほぼ毎月必ず指定管理者とはですね施設の管理うんぬんについては各担当がですね、協議をしているよということで私は確認しておりますので、その施設のですね、不具合等については常に連絡を取りながら修繕等をいれている状況ではございます。

ただ今、町長が答弁しましたとおり、屋根部分の目の届かないところについてはですね、確かにこの目の行き届いていない部分ではございまして、雨漏り等が発生して初めてこう気づく部分もございまして、今後でもですね、特に指定管理者、使用者等もですね、密にしながらですね、管理を行っていきたいと思っております。以上です。

水口議長

よろしいですか。

7 番川越議員 はい。

水口議長 他に質疑ありませんか。

11 番右田議員 議長、11 番。

水口議長 はい、11 番。

11 番右田議員 議長に少しお願いがあります。  
今回の補正予算と直接関係ないですけども、今国会でもめている入管  
法政案のことについてお伺いしてよろしいでございますか。

水口議長 ちょっと休憩を取ります。

休 憩 午前 10 : 18  
開 始 午前 10 : 18

水口議長 はい。あの、議案で進めておりますから、また、いずれ、機会をみて、質  
問されるようお願い致します。

11 番右田議員 はい。

水口議長 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。  
これから承認第 6 号・専決処分した事件の承認について（平成 30 年度錦  
江町一般会計補正予算（第 9 号））を採決致します。  
お諮りします。承認第 6 号は承認することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号・専決処分した事件の承認

について（平成30年度錦江町一般会計補正予算（第9号））は承認することに決定致しました。

#### 日程第6 議案第56号

水口議長

日程第6、議案第56号・平成30年度錦江町一般会計補正予算（第10号）についてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

はい。議案第56号・平成30年度錦江町一般会計補正予算（第10号）について説明申し上げます。

平成30年度錦江町一般会計補正予算（第10号）については、補正総額894万9千円の減額で、累計74億8364万9千円となったところでございます。今回の補正は、歳出につきましては、機構集積協力金935万4千円、及び平成29年度子どものための教育・保育・給付費に係る国県負担金の確定に伴う返納金286万6千円等が主なものでありまして、その他事業執行に伴う過不足の調整を行ったものでございます。

歳入につきましては、農地中間管理事業機構集積協力金935万4千円が主なもので、その他余剰財源で財政調整基金繰入金の減額を行なったものでございます。議決くださいますようお願い致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。第1表・歳入歳出予算補正の歳入12款・使用料及び手数料から20款・町債までと、歳出2款・総務費から11款・災害復旧費まで、及び第2表・地方債補正を一括して質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

2番浪瀬議員

2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、歳出10ページですね、一般管理費報酬の地域おこし協力隊の報酬減額が830万されておるんですが、ちょっと朝の説明でもあったんですけども、3事業所が手を上げられて、何名ぐらいですね、面接にこられて、各事業所何名ずつこられたのか、それで結局良い方向に向かわなかった理由はなんだったのか、まず聞きたいと思います。

水口議長

はい、町長。

木場町長

私の知る範囲では2名だったかなという風に思いますが、詳細につきましては、政策企画課長から答弁させます。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課長

はい、今浪瀬議員ご指摘の点でございますけれども、まず11月6日、私どもの未来づくり専門員ということの、仕事残しという3事業者さんが登録させていただいておりますけれども、そこに応募された方がお一人、それから、これから実施致しますけれども、12月8日に同じく、今度は1事業者さんを希望される方がお一人、面接予定でございます。11月6日の方につきましては、やはりその目的といいますか、地域おこし協力隊として仕事を、仕事を継承するためにご自分のお考えというものと将来設計、そういったものについていろいろと面接等をさせていただきましてけれども、やや、田舎暮らしを堪能したいという点がやや強いのかなと、印象的な感じでお越しいただいてらっしゃるのかなということもございましてですね、その方については、この地域、未来づくり専門員として不合格とさせていただいたところ です。

で、もう一方については、農業について私どもの希望される業種についての事業者さんからの今の経営状況であるとか将来構想であるとかそういったものも念のため送らせていただいたうえで、それでも面接に来たいということでもございましたので、それを12月18日に面接をするという予定でございます。したがって、浪瀬議員ご質問の今年1年の中で応募は何人かというのにつきましては、2人でございます。

今、確かにこれだけの多額の予算をいただいておりますが、私どもなかなか募集が出来てないところでございますので、これまでは広くインターネットであったりとか募集サイトでしておりましたけれども、やはり人との関係性を重視した募集形式に変えたいということで11月の2、3にですね、大分県の竹田市でございましたOB・OG会の方に職員を派遣しまして、そこで経験した方々と関係性を持ちながらいろんな紹介をさせていただければなということで今、動いているところでございます。以上です。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい。せっかく予算を付けてですね、立ち上げた事業というか募集したわ

けですので、やっぱりこういうふうにしてですね、来てもらうことがやはり移住・定住の先駆けだと思っておりますので、いろんなところにもまた呼びかけていただいでですね、少しでも良い方向に、一人でも来てくださるような、努力をしていただければと思っております。以上です。

水口議長 よろしいですか。

2 番浪瀬議員 はい。

水口議長 他に質疑ありませんか。

3 番染川議員 3 番。

水口議長 はい、3 番。

3 番染川議員 今回の同僚議員の質問に関連するんですけども、この3事業所の公募による町おこしも含めてのその、人選というのは、将来的には、その事業の事業承継をするための人材を、後継者育成も全てその、公募するっていうこと、でしょ。基本的には、お聞きしたいと思います。

水口議長 町長。

木場町長 今、行っている地域おこし協力隊の募集はですね、基本的には町民の方から、そういう事業を実施する上で、協力隊を要請したいという事業所が3事業所ですので、基本的にはその事業を継続するっていうのが大きな目的であろうと思います。不足する部分は政策企画課長に答弁させます。

水口議長 はい、政策企画課長。

新田政策企画課長 今染川議員ご指摘のとおり、まず私どもの地域おこし協力隊の募集の体系につきましては、未来づくり専門員事業推進要綱というものを作っております、その中に3つの基本的な活動を、区分を3つ作っております、町づくりと、仕事づくりと、仕事残しと、いうことでございます。

で、今染川議員ご指摘の部分の事業継承については仕事のこしの部分に該当する部分でございます、昨年そういう公募をしたときに3つの町内の事業者さんが仕事残しの、この分野で募集をしてくれんかということで、お申し出をいただいておりますので、現在継続して実施しているところでございます。

6 番池田議員	関連。
水口議長	はい、関連ですか。
6 番池田議員	関連。
水口議長	はい、6 番池田君。
6 番池田議員	今、話も聞いてるところでございますが、この町づくり、仕事づくり、仕事残してありますけども、今のところ3事業所が、農業関係ですね、そういうので募集もあると思うんですが、その、それ以外でこの町づくり、例えば仕事づくりの中で、募集者の中からこのような所をば錦江町の方の仕事の手伝いをしていきたいというようなそういう要望とか、そういうのは何か来ているんでしょうか。伺います。
水口議長	はい。町長。
木場町長	はい。政策企画課長に答弁させます。
水口議長	はい、企画課長。
新田政策企画課長	はい、現在ですね、有料サイトではないんですけど、無料の広告サイトでありましたりとか、ホームページ、それから先ほど言いましたOB・OG会等で告知をしておりますけれども、現段階ではですね、町づくり、仕事づくりについては申し出がないところでございます。 ただし、私どもも待ってるばかりではいけないので、池田議員ご指摘のとおりしっかりとやっぱりこう、確実に取っていかないといけないというところもありますので、人との関係性を担保しながらですね、今リクルート活動を進めているところでございます。
水口議長	はい。
6 番池田議員	6 番。
水口議長	はい、6 番池田君。
6 番池田議員	はい、やはりあの、錦江町、自治体が思っていることと、また外から見た

人の中でですね、錦江町に対して何かできるそういう新しいアイデアもあるかもしれませんので、やっぱりそういうこの募集に関しては、こちらからも、そういう提言を自分たちが錦江町に対して何を思っているか、どうしたらいいかと思っているところなんかも、やっぱり、調査していただいて、この事業をしていただきたいと思います。終わります。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第56号・平成30年度錦江町一般会計補正予算（第10号）についてを採決致します。

お諮りします。議案第56号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第56号・平成30年度錦江町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第57号

水口議長

日程第7、議案第57号、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第57号、錦江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等について指定したいため、本条例案を提案する者でございます。

議決くださいますよう、宜しくおねがい致します。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これから議案第57号・錦江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてを採決致します。

お諮りします。議案第57号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第57号・錦江町指定居宅介護支援事業の、じん、事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例については原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第58号

水口議長

日程第8、議案第58号・錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第58号・錦江町新築住宅に係る固定資産税の減免条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

町内の法人及び個人の建築業者との請負契約がなされた新築住宅に対し、平成19年から平成30年までの固定資産税の減免措置を実施してきましたが、景気回復がにぶいことから、さらなる定住促進と地域経済対策を進める必要があることから、適用期限を平成33年1月1日まで延長するため、本条例案を提案するものでございます。

議決くださいますよう、宜しくおねがい致します。

[木場町長、降壇]

水口議長　これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

2番浪瀬議員　2番。

水口議長　はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員　はい、1、2点確認をさせていただきたいと思います。

この理由は上げてありますけれども、やはり、町内育成、町内業者育成が一番のことだと思っております。まあ固定資産税の減免措置の延長ということですが、仮にですね、元請けが町内であれば、下請け業者が町外であっても該当するのか、このことはですね、リフォーム補助と解体に関わってくることでもあります。実際的にここは町に建てられた方が補助はあの、減免は受けるんですけども、実際的にはもう、建築業者の方が一番の、あれだと思っておりますよ。一番、建設業者の方の、業者育成が一番の主だと思っておりますが。

この頃ですね、見てればただ、その元請けがこっちで、もうあとは頼んできて、実際的に真面目にしている人は、町外業者だからリフォームの補助金はもらえないということで申請しないんですが、そういうのも見られておりますので、ここはですね、ちゃんと、ちょうど良い機会ですので、一線を引くべきなのか、町長の考えをお伺いします。

水口議長　はい、町長。

木場町長　浪瀬議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただあの、建築の場合は、大工だけではなくて、水道とか電気とか、瓦とかいろんな工種が含まれておりますので、すべての業務を全部一括ですというのは非常に難しいことかなと思っておりますが、どの程度の割合で、いわゆる外部に請負業者以外が出しているのか、そこら辺の割合っていいですか、そこら辺もなかなか把握しにくいところでございます。

今おっしゃったように、形だけ契約をして、全てを他社にしている、っていうそういう事実があればですね、それは非常にこの目的には反するので、そこら辺は今後実態を精査をしながら、今まで申込みをされたそういう実態等を精査をしながら、もしそういう事実があるとなれば、そこら辺については、この条例を延期する中で何らかの条件等を付していったりとかとい

うことを検討しなければいけないという風に考えております。

実態等については住民税務課長の方で、いくらか把握をしていると思いますので、補足説明する事項があれば課長の方に答弁させます。

水口議長

税務課長どうですか。

はい、税務課長。

安田住民税務課長

ただ今の質問に補足して、回答いたしたいと思います。

減免申請が出された時点で、一応我々もですね、契約書を取ります。契約書の相手方が町内業者であれば一応減免をしますけれども、それなので、下請けの、下請けですね、一応加味はしておりません。

ただ、本契約の、契約の相手方が町内業者であれば、減免の対象になります。以上です。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

なんか、おかしい話な気がするんですが。まあそれはもう書面上ですので、そうやれば、そうだかもしれないんですが、やはり実際としてさっきも言うように町内の業者に少しでも利益があって、事業をして、利益があって、またその中から町としても少しでも税金をしていただくという考え方もあるわけですので、やはり地元の業者がですね、していただいて、それからやはり町内には電気の工事をされる方も瓦を塗る方もおるわけですから、やはり請け負われた方にですね、やはりこう極力、そういう方向でしていただくというような内容を明記できないものか。

水口議長

はい、町長。

木場町長

明記するとすると、この条例案をもう一回また再提出しなきゃいけないということになりますが、今回の場合はその期間を延長するというのが、条例提出の主な中身であります。

浪瀬議員のおっしゃることについては、確かにそういう話もありうる話だなと認識しております。当面、確認できることは町内事業者は当然のことながら、町内に申告をしますので、例えばその申告の中で、そういう減免対象を受けるような工事経費がちゃんと申告の中にされているか、そこらへんをまずは確認していくようにしたいというふうに思っております。

厳格にいくら、その他社に委託したのかっていうそこら辺の調査まですると、いろんな権限もあるでしょうから、要はその請負元であるということを確認するためには申告書等の内容等で住民税務課の方で確認はできると

いうふうに思いますので、そこら辺をちょっと強化していきたいなという風に考えております。

7 番川越議員

関連。

水口議長

ちょっと待って。

はい、浪瀬君。

2 番浪瀬議員

なんか、自分で質問しておいてですよ、ちょっと難しいなあという考え方が、出てきたんですが、なんか、それであればですよ、町内業者が請けてればいいんだという考え方だとすれば、もう本当にですよ、町内の法人及び個人の事業者が請負契約をしないとイケないのかなと、思ってきたわけですよ。

早く言えばですよ、家をよそから来られてでも、こっちでですよ、もう家を建てた、建てるんだったら、もう家を作ってくれるんだたらもういいよと。もうそうしないとですよ、こういう、はたから見れば、インチキ的なですよ、あの人はただ名義だけ借りて、と言うような形になるような気がするんですよ。

書類上、税務課長が言われるように、書類上整ってれば、こっちの業者やれば、鹿屋でも南大隅でもですよ、いいのかと。

一つの事例として、笑喜集落の公民館を作るにあたって、錦江町の業者さんと、南大隅町の業者さんと100万円違ったと。それで、南大隅で作った方がずっといいんだけど、という話が、私のところにきまして、やっぱり町内業者じゃないと、ここの公民館の補助金もちょっと無理です、と。ほんなら錦江町の業者さんの名前で借りて事業をする、作ればよという話をしたら、それはもってのほかでしょう。という回答だったんですよ。だからそれから言えば、この件もそうだと思うってちょっと質問したんです。

木場町長

はい。

水口議長

はい、町長。

木場町長

浪瀬議員がおっしゃるとおり、これを厳格にこう実行していくってなると、非常に難しいことがいっぱい出てきます。もういっそのこと、町外のを頼んでもできるようにしたらどうかっていうのもありますが、基本的にはやっぱり地元の事業者に、少しでもこう、育成、仕事をやるっていうのが、この条例の一番の目的でございますので、そこについてはやはり今のスタイルを継続したいなというふうに思います。

で、ちなみにですね、この条例の中では、町外に今住んでいる人が、町内に新しい家を作る場合は、町外の建設業が作ってもそれは対象にしますよ、ということにはなっております。

だからやっぱり、基本地元に住んでいる人が町外の人に頼んでも、同じ条項を適用するように、もうこれを改めればいいじゃないかということについてはですね、やはり地元の事業者を育成という観点からは継続すべきかなという風に考えております。

水口議長

はい、他に質疑ありませんか。はい、8番笹原君。

8番笹原議員

はい、8番。あの、良い事業だと思っているんですが、先般、町長も知っていますが、池田に、鹿屋の隣の人が、今池田に来て結婚して池田におられて、その人が鹿屋に作るか池田に作るか迷って、池田に作ったと。住宅を作ったんですよ。

ところがあの、補助っていう1円も対象にできなくなっているんですよ。この、住宅事情のこれでも業者が鹿屋だから鹿屋の仕事が鹿屋だもんだから、多いもんだから、その業者の付き合いがあって、他の鹿屋の業者を使わんといかん、だけど働いているのは錦江町の大工さんなんですよ、実際。そういうのもあるけど、それは線も引けないから。

あの、この町内業者っていうのも良いんですけど、特例を使ってですよ、なんかこれだけ地方創生を言うんだから、あの鹿屋の人が、鹿屋の人がわざわざ錦江町に作ってくれたとき、こういうとき、なんかこう、できないもんか。そう、こういう条例をですよ、ちょっとでも、半分でもいいですよ、これ、減免とかなんとかっていうのも、やってあげる必要があるのではないかなと思うんですが、どうでしょうかね、町長。

水口議長

はい、町長

木場町長

今あのいろんな意見が出されております。本日は実は期限を延期することが目的で、条例として提出しましたので、この条例自体の中身を今おっしゃったように、もう町外の事業者にも認めるようにしたらどうかというのについては、この条例の中身が大幅に変わりますので、確かに建設業者はどこであろうと町内に住宅を作っていただくということは、良いことです。

とはいいいながらもやっぱり地元の業者にまあいろんな意味でこう、仕事をしてもらいたいっていうものもあります。そういう意味で3月までの間に、もう一回この内容について今出された意見等についても考慮をしていきたいなという風に思います。本日の条例提案につきましては、期限を延期するということが本来の目的ですので、今日についてはこの延期に関して、ご

意見をいただければというふうに思います。

で、今日出された意見等については、それぞれ、また持ち帰りまして、中身を検討させていただきたいという風に考えております。いかがでしょうか。

水口議長 いいですか。

8 番笹原議員 はい。

9 番小吉議員 はい。

水口議長 はい、9 番小吉君。

9 番小吉議員 先ほどのですね、浪瀬議員の話と若干重複するかもしれませんが、今あの私ここ1、2年、大根占校区の住宅事情かれこれ見ておって、何軒ぐらいかなと、自分で判断して欲しい6軒、7軒ぐらいかなあ、今、住宅ラッシュだよなあ、と自分の中では判断してるわけです。ほんで、今あのそういうことでちょっと、そういうことがあったのかと、そいであればですね、税務課長、今、ここ1、2年ですよ、どのくらいその、この減免措置をですね、その申請されて、作られたのか、件数を教えてください。

水口議長 はい、住民課長。

安田住民税務課長 ただ今のご質問にお答えします。新築減免の件数ですけれども、平成28年中のですね、建築なんです、新規分が5件、継続分が3年ですね、これはまあ前からの3年間ですので、前からの継続の3件で合計8件の減免をしております。

そして平成28年中の、町全体の新築物件というのが9件、9棟あります。それと平成29年の減免処置ですけれども、新築分が0件、継続分が7件の合計7件になります。それで平成29年の全体の、町内全体の新築分というのが、6棟。町内業者ということになります。

それから、平成30年ですけれども、平成30年が、これは予定なんです、現在新築分が4棟、それから継続分が5棟、合計9棟ですね。それと平成30年の全体の新築分というのは10棟ございます。以上です。

9 番小吉議員 議長。

水口議長 はい、小吉君。

9 番小吉議員

今あの私、新築の物件をですね、眺めておって感じるんですけども、地元の大工さんがですよ、家を作られたちゅうのはそんな多くないんですよ。なんとか、タマホームかれこれ、全て住宅メーカーがですね、入ってきているような雰囲気あるいは状況じゃないのかなと思うんです。やっぱりこの減免ちゅうのはですよ、地元の業者が活かせるようにこの減免を取ったはずですから、そこへんのところもやっぱり十二分にですね、やっぱり把握をしていただきたい。ただ、書類上でくるのは、あの、家を作ってくれるからありがたいということであるんだけど、やっぱり今の段階ではですね、やっぱりそこへんのところもクールに見ていただきたいなと思ったりも致します。

ま、ここへんのバランスはなかなか難しいんでしょうけれども、まあどうせまた町長が今後この減免に関しての条例は出そうということでもありますんで、またその時に判断させていただきたいと思います。

水口議長

回答どうですか。よろしいですか。

9 番小吉議員

よかです。

水口議長

はい。川越議員。

7 番川越議員

はい、今町長の方から提案のありましたとおり、今回はその、期限の延期ということでございますが、先ほどから、同僚議員の方からいろんな形で町内業者を使うと、なぜ、その窓口を町内業者としながら、内容はその、町外のその、業者がいっぱい入っているではないかというようなことも出されたところでございます。今回のその、住宅の新築に関わらず、リフォーム等30%、20%、10%といった非常にその率の低い、金額の低い、そういったものもせめて町内業者を、窓口だけではなくて、窓口が町内業者であって、鹿児島からでも、東京からでも連れっくりゃどうでもいいじゃないかというような形が示されないように慎重に、そのへんを検討していた、いただいて、後日示していただくように要望致します。以上です。

水口議長

はい。右田議員よろしいですか。

11 番右田議員

はい、いいです。

水口議長

よろしいですか。

1 1 番右田議員	はい、いいです。
水口議長	他に質疑ありませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	はい、質疑なしと認めます。これから討論を行ないます。討論はありませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	討論なしと認めます。これから、議案第58号・錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例についてを採決致します。 お諮りします。議案第58号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
水口議長	異議なしと認めます。したがって、議案第58号・錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第9 議案第59号</b> <b>日程第10 議案第60号</b>
水口議長	日程第9、議案第59号・錦江町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、及び日程第10、議案第60号・錦江町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、2議案を一括議題と致します。 本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。  [木場町長、登壇]
木場町長	議案第59号・錦江町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。 簡易水道料金の算定及び徴収月を毎月から2か月ごとに変更したいため、本条例を提案するものでございます。 併せまして、議案第60号・錦江町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。簡易水道事業給水条例の改正と同

じように農業集落排水施設使用料の徴収及び算定月を毎月から2か月ごとに変更したいため、本条例を提案するものでございます。議決くださいますよう、宜しくおねがい致します。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

[[なし] と呼ぶ者あり]

水口議長 はい。質疑なしと認めます。これから議案第59号・錦江町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、討論を行ないます。討論はありませんか。

[[なし] と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。これから議案第59号・錦江町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決致します。

お諮りします。議案第59号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[[なし] と呼ぶ者あり]

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号・錦江町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に議案第60号・錦江町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを討論を行ないます。討論はありませんか。

[[なし] と呼ぶ者あり]

水口議長 討論なしと認めます。これから議案第60号・錦江町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを採決致します。

お諮りします。議案第60号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[[なし] と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第60号・錦江町農業集落排水処

水口議長

理施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで、散会致します。

次の本会議は、明日7日の予定でございますので、申し添えておきます。

散 会 午前10:58